

# インドネシア共和国大統領令

2019 年第 80 号

EC

唯一絶対の神の恵みにより、インドネシア共和国大統領は、商業に関する基本法 2014 年第 7 号の第 66 条の規定を実施するに当たり、EC についての政令を決定する必要があることを考慮し、ならびに

1. 1945 年インドネシア共和国基本法第 5 条第(2)節；
  2. 商業についての 2014 年第 7 号法令（2014 年インドネシア共和国公文書第 45 号、インドネシア共和国公文書続報第 5512 号）
- を鑑み、電子商取引(EC)についての政令を決定する。

## 第 I 章

### 一般規定

#### 第 1 条

本政令における用語の意味：

1. 商取引とは報酬あるいは対価を得るために、国内での物品あるいはサービスの取引および国境を越えて物品あるいはサービスの権利の譲渡を目的とする活動の仕組みである。
2. 以降 EC(電子商取引 PMSE:Perdagangan Melalui Sistem Elektronik)と略されるものは一連の電子機器と手続きを経て行われる取引である。
3. オンラインシステムとは電子情報を準備、収集、加工、分析、保管、表現、公開、送信、ならびに配布する機能を持つ一連の電子的機器ならびに手続きである。
4. オンライン契約とはオンラインシステム経由で作られる複数者間の契約である。
5. オンライン通信とは宣誓、宣言、要請、通知あるいは要望、確認、提案あるいは提案に対する受理の形で、ある契約の成立あるいは実施のための複数者間の合意を掲載した EC の中で活用される一つ一つの通信である。
6. 以降事業者と称される EC 事業者とは国内事業者ならびに/または国外事業者となることが出来て EC 分野での事業活動が行える個人または法人あるいは非法人としての事業体である。
7. 国内事業者とは EC 分野で事業活動を行うインドネシア国籍の人間あるいはインドネシア共和国統一国家の法域内に設立され存在する事業体である。

8. 以降は外国事業者と称される国外に存在する事業者とはインドネシア共和国域内において EC 分野で事業活動を行う外国籍の人間あるいはインドネシア共和国統一国家の法治域外に設立され存在する事業体である。
9. 個人とは物品あるいはサービスを一時的に販売し営利を目的としない人間である。
10. 商人 (merchant) とは自信で直接制作し管理する設備あるいは PPMSE 側が所有する設備、あるいは EC の設備として準備するその他のオンラインシステムを経由して PMSE を行う事業者である。
11. 以降は EC サイト運営業者(電商運営業者 PPMSE:Penyelenggara Perdagangan Melalui Sistem Elektronik)と省略される電子商取引運営業者とは商取引に利用されるオンライン通信設備を提供する事業者である。
12. メディア運営業者(Intermediary Services)とは発信者と受信者の間のオンライン通信での仲介として機能するだけの電話通信運営業者を除くオンライン通信設備を提供する国内事業者あるいは外国事業者である。
13. オンライン広告とは特定の相手に向けて有料あるいは無料で行われるオンライン通信を経由して掲載され拡散される物品あるいはサービスについてのコマーシャル目的の情報である。
14. オンライン売込とは事業者から相手側へのオンライン通信を経由した売込手法である。
15. オンライン受理とはオンライン経由ならびに/またはオフライン経由で別途行われた電子的な売込で提出された諸条件を意識した受理手法および合意誓約である。
16. オンライン確認とは、電子的契約が合法であると明らかにされる前に、電子的売込における技術的および実質的な諸条件に則り電子的契約に合意あるいは合意しないために意識的に肯定するための買手あるいは利用者にとっての手続きならびに機会供与である。
17. 消費者とは、自身、家族、他人ならびにその他創造物のためのもので商取引用ではない、社会に用意された物品あるいはサービスを使用する人間である。
18. 物品とは有形あるいは無形、可動あるいは不動、有滅あるいは不滅であり、そして消費者または事業者にとって取引可能であり、利用可能であり、使用可能であり、あるいは活用可能な対象である。
19. デジタル物品とは変換結果または変形としての物品ならびに元々は電子的な形であった物品を含む、海賊版ソフト、マルチメディア、ならびに電子データを含むがそれに限定されない電子的あるいはデジタル情報の形をした無形の物である。
20. サービスとは、消費者または事業者により活用されるための社会において一方から他方に商取引される、作業あるいは達成された作業結果の形をした役務および仕事の行為である。
21. デジタルサービスとは、自動的あるいは少しだけ人間が関与する性格で、情報技術の存在無しで確立出来ない、海賊版ソフトをベースにしたサービスを含むがそれに限定し

- ない、インターネットあるいは電子ネットワークを経由して送られるサービスである。
22. 大臣とは商取引分野での行政を運営する大臣である。

## 第II章

### オンラインシステムを経由する商取引の規制ならびに原則の範囲

#### 第2条

ECの規制範囲は以下の通り：

- a. ECを行う側；
- b. ECにおける条件；
- c. ECの運営；
- d. 事業者の義務；
- e. ECの取引証拠；
- f. オンライン広告；
- g. オンライン売込、電子受理、ならびに電子確認；
- h. オンライン契約；
- i. 個人情報保護；
- j. ECにおける支払；
- k. ECにおける物品およびサービスの配送；
- l. ECにおける物品およびサービスの交換ならびに購入取消；
- m. ECにおける係争の解決；
- n. 指導ならびに監督。

#### 第3条

ECを行う場合、関係者は以下の原則に留意すること：

- a. 道徳的であること；
- b. 慎重であること；
- c. 透明性を持つこと；
- d. 信頼されること；
- e. 説明責任を持つこと；
- f. 平衡感があること；
- g. 公平かつ健全であること。

### 第Ⅲ章 ECを行う側

#### 第4条

- (1) ECは法令の定める規定に従い事業者、消費者、個人、そして国営機関により行うことが出来、以降は関係者と称される。
- (2) ECは以下の間で行われる個人的な法的関係を形成する：
- a. 事業者と事業者；
  - b. 事業者と消費者；
  - c. 法令の定める規定に従う個人と個人；
  - d. 法令の定める規定に従う国営機関と事業者。

#### 第5条

ECにおける事業者は以下を含む：

- a. 以下を含む国内事業者：
  1. 国内の商取引業者；
  2. 国内のECサイト運営業者；
  3. 国内のメディア運営業者。
- b. 以下を含む外国事業者：
  1. 外国の商取引業者；
  2. 外国のECサイト運営業者；
  3. 外国のメディア運営業者。

#### 第6条

国内の事業者は以下の形をなす：

- a. 個人あるいは事業体の形をなす国内商取引業者。
- b. 個人、事業体、社会あるいは国営機関の形をなす国内電商運営事業者。
- c. 個人あるいは事業体の形をなす国内のメディア運営事業者。

#### 第7条

- (1) インドネシア共和国統一国家の法治圏内に居住する消費者に売込を行いあるいは EC を積極的に行う外国の事業者で特定の条件を満たす者はインドネシアでの物理的な存在を満たしておりインドネシア共和国統一国家の法治圏内において確実に事業を行っていると思われる。
- (2) (1)項で述べられた特定の条件とは以下のことを意味する：
  - a. 取引量；
  - b. 取引金額；
  - c. 配送個数；
  - d. 通信料あるいはアクセス数。
- (3) (2)で述べられた条件を満たす外国の EC サイト運営者はインドネシア共和国統一国家の法治圏内に居住しその事業者の代理で対処出来る代行者を指名する義務がある。
- (4) 代行者の特定は法令に定める規定に従い行われる。
- (5) (1)項で述べられた特定の条件については別途大臣令で定められる。

## 第 8 条

EC 事業活動に対しては法令に定める規定に従い税金の規定ならびに仕組みが適用される。

## 第IV章

### EC における条件

## 第 9 条

- (1) EC における関係者は明確な法的身元を所有、掲載あるいは提出しなくてはならない。
- (2) 国境を越えた EC は輸出入を管理する法令ならびに電子情報取引分野での法令定める規定を満たす義務がある。

## 第 10 条

- (1) 国家の安全保障問題に影響を及ぼす物品ならびに/またはサービスにおける EC を行う関係者は権威機関からのセキュリティー・クリアランスを取得しなくてはならない。
- (2) (1)項で述べられた物品ならびに/またはサービスは法令に定める規定に従う。
- (3) セキュリティー・クリアランスの取得手続きは法令に定める規定に従い取得される。

## 第 11 条

EC を行う各事業者は法令に定める規定に従い一般条件を満たす義務がある。

## 第 12 条

- (1) EC を行う場合、事業者は以下の政府計画を支援する義務がある：
  - a. 国内で生産された物品あるいはサービスの取引を優先する；
  - b. 国内で生産された物品あるいはサービスの競争力を高める；
  - c. 国内の EC サイト運営業者は国内で生産された物品あるいはサービスを販売促進するスペースを提供する義務がある。
- (2) (1)項で述べられた特定の条件については別途大臣令で定められる。

## 第 13 条

- (1) それぞれの EC において、事業者には以下の義務がある：
  - a. 合法的なデータあるいは書類に基づいた法的な身元についての真実、明瞭、そして正直な情報を提供する；
  - b. その取引における機能と役割の特徴に合った利用されるオンラインシステムを含む商取引される物品ならびに/またはサービスに対する条件および保証についての真実、明瞭、そして正直な情報を提出する；
  - c. 法令に定める規定に従い広告倫理規定を満たす。
- (2) (1)項 a.および b.に述べられた真実、明瞭、そして正直な情報とは少なくとも以下についてである：
  - a. 情報の信憑性ならびに正確性；
  - b. 広告情報と実際の物品の間の合致性；
  - c. 物品あるいはサービスの消費の適正；
  - d. 物品あるいはサービスの消費の合法性；
  - e. 物品あるいはサービスの品質、価格、および入手性。

## 第 14 条

国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者は法令に定める規定に従いオンラインシステム適合認証を取得したオンラインシステムを利用する義務があ

る。

## 第V章 EC の運営

### 第 15 条

- (1) 事業者は EC 事業活動を行う場合は事業許可を取得する義務がある。
- (2) メディア運営業者は以下の場合には(1)項で述べられた事業許可の取得義務の対象外とされる：
  - a. 取引から直接的に恩恵を得る立場にない；
  - b. EC を行う関係者の契約関係に直接的に関与していない。
- (3) (1)項で述べられた事業許可を取得するために事業者にとっての便宜を与える仕組みにおいて、事業許可申請は法令に定める規定に従い OSS(Online Single Submission)システムを通じて行われる。
- (4) EC サイト運営業者にとっての(3)項で述べられた OSS(Online Single Submission)システムについての更なる規定は別途大臣令で定められる基準、標準、手順および条件を参照する。

### 第 16 条

- (1) EC を行う場合、国内の取引業者は以下のインフラを利用する：
  - a. 自前の EC ；
  - b. 国内の EC サイト運営業者；
  - c. 外国の EC サイト運営業者。
- (2) インドネシアに居住する消費者と EC を行うばあい、外国の取引業者は以下のインフラを利用する：
  - a. 自前の EC ；
  - b. 国内の EC サイト運営業者；
  - c. 外国の EC サイト運営業者。

### 第 17 条

- (1) 国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者はインドネシアにおける法令に定める規定に従い条件を満たしていない国内の取引業者および外国の

取引業者を受け入れてはならない。

- (2) 消費者と取引を行う国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者はインドネシアにおける法令に定める規定に従う義務がある。

#### 第 18 条

- (1) EC が消費者に損失を与えた場合、消費者は大臣に対して蒙った損失を報告することが出来る。
- (2) 損失を受けた消費者から報告された事業者は(1)項で述べられた報告を解決しなくてはならない。
- (3) (2)項で述べられた報告を解決しない事業者は大臣による優先監視リストに入れられる。
- (4) (3)項で述べられた優先監視リストは一般にアクセス出来る。
- (5) 優先監視リストについての更なる規定は大臣令で別途定める。

#### 第 19 条

大臣は以下の場合には優先監視リストから事業者を外すことが出来る：

- a. 消費者から満足したとの報告を受けた；
- b. 適切な消費者保護対策が取られた証拠を得られた；
- c. 法令に定める規定に従い条件および規制を満たした。

### 第VI章

#### EC 事業者の義務

#### 第 20 条

国内の EC サイト運営業者あるいは外国の EC サイト運営業者が所有するインフラを利用して EC を行う国内の取引業者および外国の取引業者は合意されたサービス品質基準ならびに法令に定める規定に従い EC サイト運営業者の条件および規定を満たす義務がある。

#### 第 21 条

- (1) 国内の EC サイト運営業者および外国の EC サイト運営業者は以下の義務を有する：
  - a. インターネットサイトを構築するオンラインシステムにおいてはインドネシアの



- 上位ドメイン名である(.id)を優先的に使用する；
- b. 法令に定める規定に従いインターネットプロトコル(IP Address)を優先的に使用する；
  - c. 法令に定める規定に従いデータセンターに設置されたサーバー機器を使用する；
  - d. 法令に定める規定に従いオンラインシステムの登録を行う；
  - e. 法令に定める規定に従い関係機関により定められた技術的な条件規定を満たし信用認証を取得する；
  - f. 統計分野において行政を運営する政府機関に対して定期的にデータならびに情報を提出する；
  - g. EC 事業活動の許可に関係する他部門の法令規定を守る。
- (2) (1)項 f.において述べられたデータならびに情報の収集および加工を行う場合、統計分野の行政を運営する政府機関は法令に定める規定に従い非省庁ならびに関連する権威機関と協力する。
- (3) 統計分野の行政を運営する政府機関は(2)項で述べられたデータならびに情報をデータおよび情報を共有する仕組みの規定を参照し非省庁ならびに関連する権威機関および地方政府と共有する。
- (4) (1)項 f.に述べられたデータならびに情報の提出について、(2)項で述べられたデータならびに情報の収集および加工について、(3)項で述べられたデータならびに情報の共有の仕組みについての更なる規定は統計分野の行政を運営する政府機関の首長令で定められる。

## 第 22 条

- (1) EC において違法なオンライン情報コンテンツが見付かった場合、国内の EC 運営業者ならびに/または外国の EC 運営業者そしてメディア運営業者はその違法なオンライン情報コンテンツが存在する結果としての影響あるいは法的な帰結に責任を持つ。
- (2) (1)項で述べられた規定は関係する国内の EC 運営業者ならびに/または外国の EC 運営業者が知り得たり認識したりした後にその違法なリンクならびに情報コンテンツを削除するなどの対策を迅速に取った場合は該当しない。
- (3) (1)項で述べられた規定からは以下のメディア運営業者は除外される：
- a. ある情報検索を伝達するだけの立場としての一連の仕事において(mere conduit)：
    - 1. 特定の伝達を主導しない；
    - 2. 受理に際して選別を行わない；
    - 3. 伝達された情報に対して変換を行わない。

- b. 情報を完全に効率的にするために仮の一時的な情報保存を行うだけの立場としての一連の仕事において(caching)：
    - 1. その情報に対して何の変換も行わない；
    - 2. その情報にアクセスするための条件と規定を守る；
    - 3. 業界により広義に自認され利用されている規定に従い情報を更新することについての規制を守る；
    - 4. その情報利用についてのデータを取得するために業界により広義に自認され利用されている法律に逆らう技術利用を妨げない；
    - 5. その伝達の発信源の情報はインターネットから既に削除されたと言う、あるいは裁判所あるいは権威のある側が既に削除あるいは拒絶を命令したと言う事実に基づく実際の事を知り得た後に既に保存された情報へのアクセスを削除あるいは無効にするための迅速な対策を取る。
  - c. 情報の設置、掲載、あるいは保存を行う領域を提供するだけの立場としての一連の仕事において(hosting)：
    - 1. 法律に逆らう特定の行為あるいは情報、そして発生した破損や損害に対する提訴や告訴を受けることにおける実際の知識を持たない場合、関係する提供者が法律に逆らう性格があるその行為あるいは情報が実際にあることを意識しないか知らない；
    - 2. その行為あるいは情報が法律に逆らう事実があることを関係する提供者が知ったり意識したりした後、メディア運営業者が迅速にその情報を削除あるいはアクセスすることを拒絶する対策を取った。
  - d. 情報およびネットの提供、検索、および調査エンジンとしての一連の仕事において(searching engine)。
- (4) 以下の場合、インタラクティブなコンピューターサービスを提供するメディア運営業者は特定のコンテンツに対するアクセスを制限あるいは消去する行為に対して責任を持たず提訴も告訴もされない：
- a. その行為が利用者あるいは提供者によると違法なオンライン情報コンテンツの範囲に入るものへのアクセスあるいは素材の提供を制限するために道徳に基づき行われた自主的な行為であり、法的な保護について審査を行う必要が無い；
  - b. その行為が一般のアクセスを制限するために行われ、有効にしないで、あるいはその情報コンテンツ提供者自身の分析や他者によるアクセス対象として提供しないようにする。

## 第 23 条

違法なオンライン情報コンテンツの存在を回避または対処するために国内の EC サイト運

営業者ならびに/または外国の EC サイト営業者は以下の義務を有する：

- a. 法令に定める規定に従った活用を行うために利用者に対して利用条件あるいはライセンス契約を提示する；
- b. 法令に定める規定に従い違法なオンライン情報コンテンツの存在あるいは管理されるオンラインシステムの悪用に対する技術管理インフラあるいは社会からの報告あるいは苦情の受付インフラを用意する。

#### 第 24 条

- (1) 国内の EC サイト営業者ならびに/または外国の EC サイト営業者は安全、信頼、そして責任あるオンラインシステムを守り、公共に向けて開示されるシステムに対する信頼を構築する義務を有する。
- (2) 国内の EC サイト営業者ならびに/または外国の EC サイト営業者は障害、停止、そして損失を起こす脅威ならびに攻撃に対する防御および対策の手続きとシステムを加えたオンラインシステムのセキュリティーを用意する義務を有する。
- (3) オンラインシステムのセキュリティーは国内の EC サイト営業者ならびに/または外国の EC サイト営業者のコンピューターシステム側におけるセキュリティー側および他の関係者により利用され開示されるコミュニケーション回線側も加えることが出来る。

#### 第 25 条

- (1) 国内の EC サイト営業者ならびに/または外国の EC サイト営業者は以下を保存する義務を有する：
  - a. データおよび情報取得から計算して最低 10 年間の金銭取引に関する EC データおよび情報；
  - b. データおよび情報取得から計算して最低 5 年間の金銭取引に関しない EC データおよび情報。
- (2) (1)項に述べられたデータおよび情報は少なくとも以下のことに関する：
  - a. 契約者；
  - b. オンライン見積およびオンライン受理；
  - c. オンライン確認；
  - d. 支払確認；
  - e. 物品配送状況；
  - f. 取引上の苦情および係争；
  - g. オンライン契約；

- h. 取引された物品ならびに/またはサービスの種類。

## 第 26 条

事業者は以下の義務を有する：

- a. 消費者保護分野における法令に定める規定に従い消費者の権利を保護する；
- b. 事業競争分野における法令に定める規定を守る。

## 第 27 条

- (1) 事業者は消費者からの苦情に対するサービスに備える義務を有する。
- (2) (1)項に述べられた苦情に対するサービスには少なくとも以下が加えられる：
  - a. 苦情の連絡先住所および電話番号；
  - b. 消費者からの苦情手続き；
  - c. 苦情に対するフィードバックの仕組み；
  - d. 苦情に対するサービス进行处理する能力を有する担当者；
  - e. 苦情解決の時間。

## 第VII章

### オンラインシステム経由での商取引の証拠

## 第 28 条

- (1) 国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者は合法的な EC 取引の証拠を用意し保存する義務を有する。
- (2) (1)項で述べられた EC 取引の証拠は法令に定める規定に従い合法的な証拠物件となり関係者を拘束する。
- (3) EC 取引の証拠はオンライン情報および取引分野での法令に定める規定に従いオンラインシステムを利用している場合は合法的であると宣言出来る。
- (4) (2)項で述べられた規定は以下のことには適用されない：
  - a. 法令により書面で作成しなくてはならない EC 取引の証拠；
  - b. 法令により公証人証書あるいは公正証書作成官により作成された証書の形でなくてはならない EC 取引の証拠。

## 第 29 条

- (1) EC取引の証拠は法的案件においては証拠物件として扱われ、オンライン形式であることの理由だけで法廷での証拠物件として申請が却下されることはない。
- (2) EC取引の証拠は法令に定める規定に従い信頼出来るオンライン認証によりサポートされているオンライン署名を利用している場合は本物の文書証拠として扱われる。

### 第30条

- (1) 基本法の下での法令の規定が特定の契約がメディアの紙上で書かれた形で行われることを条件としている場合、その条件はEC取引の証拠の存在により既に満たされていると見做され、そのEC取引の証拠がその後の利用のために保存、アクセス、そして再開示される限りにおいて実質的に有効なものとして特定の状態あるいは特定の法的な事柄を説明する。
- (2) 以下の場合、基本法の下での法令の規定が特定の契約がオリジナルあるいは原本の形で、メディア紙上で書かれたものを基に保存されていることを条件としている場合、その条件はEC取引の証拠の存在により既に満たされていると見做される：
  - a. その情報が最初に作られてから最後の形まで、または逆に、そのEC取引の証拠が完全あるいは集約されていることが保証出来る特定の手法あるいは技法が得られ、その結果として見付けられたあるいは再開示されたものと一緒に保存されたものがしかるべき形で変化しないことが保証されている；
  - b. そのEC取引の証拠提供における特定の要求が得られるため、そのEC取引の証拠は関係者間で既に承認された技法の合意に従いその関係者に際開示出来なくてはならない。
- (3) 以下の場合、基本法の下での法令の規定が特定の合意が紙上の書面でインクを使った特定の署名を条件としている場合、EC取引の証拠の存在によりその条件は既に満たされていると見做される：
  - a. 法的案件の身元を特定しオンラインコミュニケーションシステムを通じて行われる取引に対して関係者からの特定の承認の意志があることを特定するために利用出来る特定の手法が得られる；
  - b. a.項で述べられたように利用される技法は少なくとも以下のものでなくてはならない：
    1. そのことに適した合意を含め、一連の利用目的において適切に責任を取るものと信頼されている；
    2. その技法自身の存在ならびにその他の関係する証拠物件の適合性においても実際的に証明されている。

## 第 31 条

法令の定める規定に従い能力のあるシステムおよび関係する権威機関を利用する限りにおいて EC 取引の証拠は越境取引のオンライン取引の便宜を図るために利用出来る。

## 第Ⅷ章 オンライン広告

### 第 32 条

- (1) 事業者はマーケティングあるいは販促の目的でオンライン広告を制作し発信することが出来る。
- (2) オンライン広告は以下の形を取ることが出来る：
  - a. 文書；
  - b. 音声；
  - c. 画像；
  - d. 動画

これらは制作された後に様々な種類のオンラインメディアならびにオンラインコミュニケーションルートを通じて公共に拡散される。

### 第 33 条

- (1) オンライン広告は国内の取引業者ならびに/または外国の取引業者、あるいはオンラインコミュニケーションを運営する第三者としての国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者により直接提供することが出来る。
- (2) オンライン広告が国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者のインフラを通じて提供される場合、国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者は放送分野での法令に定める規定、プライバシーおよび個人情報保護、消費者保護を守り、そして健全な事業競争の原則に反しない義務を有する。

### 第 34 条

- (1) 法令に定める規定に従いオンライン広告の中身あるいは素材は消費者の権利ならびに健全な事業競争の原則に反してはならない。

- (2) (1)項に述べられた規定に違反した事業者はその物品ならびに/またはサービスの広告を停止する義務を有する。
- (3) (2)項で述べられた物品ならびに/またはサービスの広告を停止しない事業者は、権威のある機関により売込および販促活動を止められる。

#### 第 35 条

オンライン広告を制作、インフラ提供、ならびに拡散する全ての関係者は提示されるオンライン広告の中身あるいは素材が法令に定める規定に反していないことを確認しオンライン広告の中身あるいは素材に対して責任を持つ義務を有する。

#### 第 36 条

オンライン広告についての更なる規定は大臣令で定められる。

### 第IX章

オンライン売込、オンライン受理、ならびにオンライン確認

#### 第 37 条

他の関係者にオンライン売込を行う事業者は道徳に基づき行わなくてはならない。

#### 第 38 条

- (1) EC におけるオンライン売込は公開もしくは限定で行うことが出来る。
- (2) (1)項で述べられたオンライン売込は法令に定める規定に従い行われる。

#### 第 39 条

- (1) オンライン売込は少なくとも以下の情報を掲載しなくてはならない：
- a. 物品ならびに/またはサービスの仕様；
  - b. 売り込む物品ならびに/またはサービスの価格；
  - c. 合意の条件；
  - d. 支払の仕組みとシステムそして支払期限；
  - e. 物品ならびに/またはサービスの配送の仕組みとシステム；

- f. 不測のリスクと条件；
  - g. 不測のリスク発生時における責任の限界。
- (2) オンライン売込は正直で公正でそして公平(fair)な諸条件と期限を定めた明確で詳細な意志あるいは希望の言明を得て合法かつ法的拘束力を持つ。
  - (3) オンラインで売込を行う関係者はオンラインでの承認を与える技術的な仕組みと諸条件の中身を説明しなくてはならない。
  - (4) 事業者は(2)項で述べられた規定を満たしていないとしてもオンラインシステムにおいて掲載されたオンライン売込に対して変わらず責任を持つ。

#### 第 40 条

オンライン売込はオンライン売込で提示された諸条件に対して受理者がオンライン受理を行った時に既に受理されたと言明される。

#### 第 41 条

特定のオンライン売込はその売込に対して他の関係者により既にオンラインでの受理が行われた場合は取り消すことは出来ない、但し売込を受理した側からもそのオンライン売込に対する取消が行われた場合は除く。

#### 第 42 条

オンライン受理が事前に予測出来ないオンラインシステムのエラーの結果で知らされず、受け取られず、あるいは売込側のオンラインシステムに届かない場合は、オンライン受理は未処理であると見做されるが、関係者により既に合意されている場合は除く。

#### 第 43 条

EC における物品ならびに/またはサービスのオンライン売込は以下を通じて行うことが出来る：

- a. 手紙；
- b. 電子メール；
- c. オンラインサイト；
- d. オンラインメディア；
- e. その他オンラインコミュニケーション回線。



#### 第 44 条

- (1) オンライン受理が既にオンライン売込における技術的な仕組みと諸条件の中身と合致している場合は、合意は既に合法的に成立し拘束力があると見做される。
- (2) オンライン受理とオンライン売込の間で不一致が発生した場合は、関係者は未だ合意に達していないと見做される。

#### 第 45 条

- (1) オンライン売込において回答する場合、売込の受理者は応答してオンライン売込における諸条件に定められる受理手続きに従わなくてはならない。
- (2) 売込の受理者が応答せず(1)項に述べられた受理手続きに従わない場合、オンライン契約は無かったものと見做される。
- (3) 消費者の応答不履行が発生した場合、オンライン契約不成立による全ての形の損失は全て消費者の責任とする。
- (4) オンライン売込を行う事業者はオンライン受理に対して応答しなくてはならず、オンライン売込における諸条件にある通りのオンライン契約を満たす義務を有する。

#### 第 46 条

- (1) 消費者からのオンライン受理には事業者は特定の期間内に応答する義務を有する。
- (2) (1)項で述べられた応答は保存が出来て合意の証拠として使えるオンライン確認ならびにオフライン確認の形で行われなくてはならない。
- (3) オンライン確認はデータの中身あるいは購入指示の書式を特定、訂正、あるいは変更する手段で、あるいは既に十分な情報を確保ならびに明確に購入の意志を提示したことを言明することで行うことが出来る。
- (4) オンライン確認の内容はオンライン売込の情報と同じでなくてはならない。

#### 第 47 条

- (1) 特定のオンライン契約は事業者により運営される特定の自動取引装置で相互作用の結果から作成される。
- (2) 関係者は自動的に作成されたオンライン契約の有効性を拒否することは出来ないが、その自動システムが本来の機能を果たさないことが証明出来る場合はこれを除く。
- (3) 事業者が自動翻訳ソフトを利用する場合、その自動翻訳ソフトを利用したことによる全ての損失は事業者の責任となる。

## 第 48 条

- (1) 国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC 運営業者は EC において暗号の仕組みを利用することが出来る。
- (2) セキュリティーシステムにおける全ての暗号の仕組みは法令に定める規定に従わなくてはならない。

## 第 49 条

- (1) 国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC 運営業者はオンライン認証保有で証明される認証済電子署名を利用することが出来る。
- (2) (1)項で述べられた電子署名を利用する場合、国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC 運営業者はオンライン認証運営業者から発行された政府から発行されるルート証明機関の電子署名を基盤にしたオンライン認証を利用することが出来る。
- (3) 認証済オンライン認証運営業者により発行されたあるいは基盤としたオンライン認証を経由した認証済オンライン署名を利用した取引証拠は本物の書面による証拠として見做される。

## 第 X 章

### オンライン契約

## 第 50 条

EC は関係者の合意の実体としてオンライン契約あるいはその他の契約の仕組みを利用することが出来る。

## 第 51 条

- (1) オンライン契約は売買契約/拘束あるいはライセンス合意/拘束となり得る。
- (2) (1)項に述べられたライセンス合意/拘束は以下のことを包含する：
  - a. 最終利用者のライセンス合意/拘束；
  - b. 変更、開発、あるいは変換対象のライセンス合意/拘束；
  - c. 公的なライセンス合意/拘束；
  - d. 共有目的のライセンス合意/拘束(creative common license)；

- e. 関係者への再付与イセンス合意/拘束(relicensing)。

#### 第 52 条

以下の場合オンライン契約は合法であり関係者を拘束する：

- a. オンライン売込における諸条件に一致している；
- b. オンライン契約に記載された情報がオンライン売込に記載された情報と一致している；
- c. 関係者の合意が得られており、すなわち売込を提示した側から送信された売込諸条件が売込を受けた側により受理され承認された；
- d. 法令に定める規定に従い適正なあるいは代理権限を持つ法的主体により行われる；
- e. 特定の事柄が得られた；
- f. 取引対象が法令の規定、良俗、そして公序に反してはならない。

#### 第 53 条

- (1) オンライン契約における情報は売込と一致していなくてはならず少なくとも以下のことを記載する：
  - a. 関係者の身元；
  - b. 合意された物品ならびに/またはサービスの仕様；
  - c. 物品ならびに/またはサービスの合法性；
  - d. 商取引の価値；
  - e. 支払条件および期限；
  - f. 物品ならびに/またはサービスの配送業務手続き；
  - g. 受理された物品ならびに/またはサービスと契約したものが一致しない場合の物品ならびに/またはサービスの返品の手続き；
  - h. 関係者によりキャンセルされた場合の手続き；
  - i. EC 係争を解決する法律の選択。
- (2) 法令に定める規定に従いオンライン契約は消費者に損失を与える一方的な規定を記載することは禁止される。

#### 第 54 条

法令に定める規定に従いオンライン契約は関係者の合意として電子署名を利用することが出来る。

## 第 55 条

インドネシアにおける消費者向けのオンライン契約はインドネシア語を使わなくてはならない。

## 第 56 条

事業者は消費者によるダウンロードならびに保存が可能なオンライン契約を用意する義務を有する。

## 第 57 条

- (1) オンライン契約はオンラインシステムが安全、信頼、責任面での不履行が原因でエラーが発生した場合は法的な面で自動的にキャンセルされたと見做される。
- (2) (1)項で述べられたエラーが発生した場合、受理側は既に配送され受理された物品ならびに/またはサービスを返品する義務を有しない。
- (3) (1)項で述べられたエラーの発生による損害は全て事業者の責任とする。

## 第XI章

### 個人情報保護

## 第 58 条

- (1) 全ての個人データは関係する人間あるいは事業者の個人所有権として扱われる。
- (2) (1)項で述べられた個人データを取得する全ての事業者は法令に定める規定に従い個人データを保存し管理する権限を委任された者としての義務を有する。

## 第 59 条

- (1) 事業者は個人データ保護基準あるいは事業展開の行動常識に従い個人データを保存する義務を有する。
- (2) (1)項で述べられた個人データ保護基準あるいは常識は少なくとも以下の保護規律を満たす：
  - a. 個人データは関係する個人データの所有者からデータ所有者の安全対策と損害防止を備えた選択肢と保障を持って誠実かつ合法的に入手しなくてはならない；

- b. 個人データは詳細に記述された合法的な一つ以上の目的のためだけに所有されなくてはならずその目的に合わない方法で更に加工されてはならない；
  - c. 入手された個人データは適切、適正で、データ所有者に予め提示された加工目的から拡大利用されてはならない。
  - d. 個人データは正確でなくてはならずデータ所有者に個人データを更新する機会を与えることで常に最新でなくてはならない；
  - e. 個人データは入手目的と使用目的に一致していなくてはならず必要以上の期間にわたり占有してはならない；
  - f. 個人データは法令に定める規定に従い所有者の題材権利に合わせて加工されなくてはならない；
  - g. 個人データを保存する側は漏洩を防止するためあるいは法律に反した全ての個人データの加工あるいは活用の活動を防止するための適切なセキュリティーシステムを持たなくてはならずその個人データに対して発生する想定されない損害あるいは損傷に責任を持つ；
  - h. 個人データはその国あるいは地域が大臣によりインドネシアと同等の保護基準を持っていると言明され場合を除きインドネシア以外の国あるいは地域に送られてはならない。
- (3) 個人データの所有者が退会、契約終了、あるいは EC のインフラおよびサービスの利用の終了を名言した場合、個人データの所有者は事業者に対して関係する全ての個人データを削除するように要求する権利を有する。
- (4) (3)項で述べられた個人データ所有者の要望に対して、事業者はその事業者により管理されるシステムにおける関連する全ての個人データを削除しなくてはならない。

## 第XII章

### オンラインシステム取引における支払

#### 第 60 条

- (1) EC において、関係者はオンラインシステムを通じて支払いを行うことが出来る。
- (2) EC における支払手段として使われる通貨は法令に定める規定に従う。
- (3) (1)項で述べられたオンラインシステムを通じた支払いは法令に定める規定に従い銀行システムのインフラあるいはその他のオンライン支払システムを使って行うことが出来る。
- (4) 全てのオンラインシステムを通じた支払の運用は支払システムならびに銀行分野の法令に定める規定に従い権威のある機関からの認可を取得しなくてはならない。

- (5) オンラインシステムを通じた支払運用の実施において、国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者は提携の形で支払システムサービス運営業者と協力することが出来る。
- (6) (5)項で述べられた提携は国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者により大臣に報告されなくてはならない。

## 第 61 条

- (1) 支払システムサービス運営業者は法令に定める規定に従いオンラインシステムのセキュリティレベルを守る義務を有する。
- (2) (1)項で述べられたセキュリティレベル確定は国家のサイバーおよび暗号セキュリティ分野の行政を運営する政府機関の長官、インドネシア銀行総裁、ならびに金融サービス庁長官により決められる。

## 第 62 条

第 61 条(1)項で述べられた支払システムサービスを運営する事業者は支払システムならびに銀行分野での法令に定める規定に従う条件を満たさなくてはならない。

## 第 X III 章

### オンラインシステムを通じた取引における物品およびサービスの配送

## 第 63 条

- (1) オンラインシステムを通じた物品ならびに/またはサービスの購入契約が既に行われた場合、取引業者は購入者に物品ならびに/またはサービスの配送を行う義務を有する。
- (2) (1)項で述べられた物品ならびに/またはサービスの配送は配達サービスあるいは法令に定める規定に従い規制される物品ならびに/またはサービスの標準に合う物品ならびに/またはビスの配送の仕組みを利用して行うことが出来る。

## 第 64 条

- (1) 配達サービスあるいはその他の配送の仕組みを利用する物品ならびに/またはサービスの全ての配送において、事業者は以下のことを確認しなくてはならない：
  - a. 物品ならびに/またはサービスの安全性；

- b. 物品ならびに/またはサービスの状態の適合性；
  - c. 物品ならびに/またはサービスの守秘；
  - d. 配送される物品ならびに/またはサービスの一致；
  - e. オンラインシステムを通じた物品ならびに/またはサービスの商取引契約に従った物品ならびに/またはサービスの納期遵守。
- (2) 事業者は配送済の物品についての情報を伝える義務を有する。
  - (3) 事業者は契約に基づかずに配送された物品の支払義務を消費者に負担させることは出来ない。

#### 第 65 条

- (1) 国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者による取引が終了した場合、物品ならびに/またはサービスの配送は国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国 EC サイト運営業者の責任となる。
- (2) 物品ならびに/またはサービスの配送において、国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国 EC サイト運営業者は国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国 EC サイト運営業者と物品ならびに/またはサービスの配送サービス業者とで作られた提携契約に基づき物品ならびに/またはサービスの配送サービス業者と協力することが出来る。
- (3) (2)項で述べられた提携は大臣に報告されなくてはならない。

#### 第 66 条

- (1) 国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者による物品ならびに/またはサービスの配送において、国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者は定期的に消費者に対して納期と配送品の現状についての正確かつ定時の情報を提供する義務を有する。
- (2) 実際の納期と物品ならびに/またはサービスのオンライン契約において既に合意された納期との間に間違いならびに/または不一致が生じて消費者と事業者との間に係争が発生した場合、国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者はその係争を解決する義務を有する。

#### 第 67 条

EC におけるデジタル物品あるいはデジタルサービスの配送はそのデジタル物品あるいはデジタルサービスが既に完納され正しく設置ならびに/または購入あるいは借用されたデジ

タル物品あるいはデジタルサービスに有効な技術上の使用説明に合致して本来の機能を発しているときとされたときと証明された場合は合法と見做される。

#### 第 68 条

- (1) デジタル物品あるいはデジタルサービスを有料もしくは無料で配送する事業者は該当するデジタル物品あるいはデジタルサービスが本来の機能を果たすことを確認する義務を有する。
- (2) (1)で述べられたデジタル物品あるいはデジタルサービスがデジタル物品あるいはデジタルサービスの利用者に損害を与えた場合、その損害は事業者の責任となる。
- (3) 事業者は取引されるデジタル物品あるいはデジタルサービスが政府および法令に定める規定で禁止されているデジタル物品あるいはデジタルサービスでないことを確認しなくてはならない。

#### 第 XIV 章

オンラインシステムを通じた商取引における物品あるいはサービスの交換ならびに購入の取り消し

#### 第 69 条

- (1) 国内の取引業者ならびに/または外国の取引業者および国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者は物品ならびに/またはサービスの交換、あるいは購入の取り消しのために、消費者が物品ならびに/またはサービスを受け取ってから少なくとも 2 日間の期限を与える義務を有する。
- (2) (1)項で述べられた物品ならびに/またはサービスの交換、あるいは購入の取り消しは以下の場合に行われる：
  - a. 配送された物品ならびに/またはサービスとの間に間違いならびに/または不一致が見付かった；
  - b. 物品ならびに/またはサービスの実際の配送納期との間に間違いならびに/または不一致が見付かった；
  - c. 隠された傷が見付かった；
  - d. 物品ならびに/またはサービスが壊れている；
  - e. 物品ならびに/またはサービスの消費期限が切れている。
- (3) (2)項で述べられた物品ならびに/またはサービスの交換を行う消費者は国内の取引業者ならびに/または外国の取引業者および国内の EC サイト運営業者ならびに/または



外国の EC サイト運営業者に返品する費用のみを負担する。

- (4) 消費者への物品配送費用負担は消費者の怠慢がその間違いの原因である場合に行われる。

#### 第 70 条

- (1) 特定の業務実行サービスである EC を対象とする場合、契約された業務実行の遂行は特定の業務および法令の規定に対して良好な特定の管理方式を行う最適な経験あるいは能力に基づき展開する事業の実際の原則に従いあるべき形で行われる。
- (2) EC を通じて行われた業務実行に対して不評が生じた場合、関係者は補償の形の一つとして同等の他の業務との業務の入れ替えに合意すること、あるいは法令に定める規定に従い契約の取り消しを行うことが出来る。

#### 第 71 条

支払を受ける国内の EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者は消費者により購入の取り消しが生じた場合の消費者の資金払い戻しを確認することが出来る機能を所有するか準備する義務を有する。

### 第 XV 章

#### オンラインシステムを通じた商取引における係争の解決

#### 第 72 条

- (1) EC において係争が生じた場合、関係者は裁判を通じ、あるいはその他の係争解決機能を通じて解決することが出来る。
- (2) (1)項で述べられた EC の係争解決は法令に定める規定に従いオンライン上で進めることが出来る。
- (3) 国内の事業者と消費者との間で係争が生じた場合、消費者は消費者係争解決団体を通じて告訴すること、あるいは消費者の居住する場所での法廷機関に申請することが出来る。

#### 第 73 条

- (1) 関係者は創作された越境 EC にとって有効な法律を選択する権限を有する。

- (2) 関係者が越境 EC における法律を選択しない場合は、国際民事法を基にした法律が有効となる。

#### 第 74 条

- (1) 関係者は創作された越境 EC から生じる可能性がある係争に関して裁判、仲裁、あるいはその他の代替の係争解決機関の公開討論を決定する権限を有する。
- (2) 関係者が(1)項に述べられた公開討論の選択を行わない場合、その取引から生じる係争に関する権限を有する裁判、仲裁、あるいはその他の代替の係争解決機関の権限の決定は、国際民事法の主義に基づく。
- (3) 関係者がインドネシアにおける係争解決討論を通じて越境 EC の係争を解決することを選択する場合、その係争を解決する権限を有する機関は以下の通りとする：
- a. 中央ジャカルタ地方裁判所；
  - b. 仲裁機関あるいはその他の係争解決代替、
- 以上は法令に定める規定に従う。

#### 第 75 条

関係者がインドネシアの消費者と取引を行う外国の事業者で法律および係争解決公開討論を選択しない場合、係争解決は以下を通じて行われる：

- a. 消費者と事業者の間の係争を解決する役割を行う機関；
- b. 普通裁判の環境にある裁判、

以上は消費者保護分野の法令に定める規定に従う。

### 第 XVI 章 指導および監督

#### 第 76 条

- (1) 大臣は EC に対して指導および監督を行う権限を有する。
- (2) (1)項で述べられた指導および監督を行うことにおいて、大臣は他の大臣、非省政府機関の長、および関係する権威指導者、そして地方政府と調整することが出来る。

#### 第 77 条

- (1) 大臣は以下の方法で指導を行う：
  - a. 国内事業者の人材能力を向上させる；
  - b. ECにおける国内事業者の競争力を向上させる；
  - c. ECにおける国内製品の競争力を向上させる便宜を図る；
  - d. 国内市場および輸出向けの国内製品を促進する便宜を図る；
  - e. ECの利用を促進し支援する；
  - f. ECと社会の包括的な財務を向上させる；
  - g. 事業者および国内製品のデータ拠点を用意する；
  - h. 法令に定める規定に従いその他の便宜供与を工夫する。
- (2) (1)項に述べられた事業者の指導を行う上で、大臣はそれぞれの権限従い関係機関との調整や協業を行う。
- (3) 関係機関との調整や協業についての更なる規定は大臣令で定められる。

#### 第 78 条

- (1) 監督の実施において、大臣は取引分野での監督者を指名する。
- (2) (1)項で述べられた監督の実施において、大臣は外国からの EC の負の影響から国家の利害の保護と安全を優先する。
- (3) (1)項で述べられた監督者は監督を行う場合において大臣により編成された監督支援チームの援助を受ける。
- (4) 監督の実施についてのさらなる規定は大臣令で定められる。

#### 第 79 条

- (1) 指導および監督の一環で、大臣は以下の場合には事業者の会社および事業活動についてのデータならびに/または情報を要求することが出来る：
  - a. 最近の、正確な、そして迅速なデータが必要とされる；
  - b. 要求されたデータが第 21 条で述べられた統計分野での行政を運営する政府機関に提供されたデータならびに/または情報に含まれない。
- (2) (1)項で述べられたデータならびに/または情報の要求についての更なる規定は大臣令で定められる。

### 第 XVII 章 行政処罰

## 第 80 条

- (1) 第 7 条(3)項、第 9 条(2)項、第 11 条、第 12 条、第 13 条(1)項、第 14 条、第 15 条(1)項、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条(1)項および(2)項、第 25 条(1)項、第 26 条、第 27 条(1)項、第 28 条(1)項、第 33 条(2)項、第 34 条(1)項および(2)項、第 35 条、第 46 条(1)項、第 56 条、第 58 条(2)項、第 59 条(1)項、第 61 条(1)項、第 63 条(1)項、第 64 条(2)項、第 66 条、第 68 条(1)項、第 69 条(1)項、そして第 71 条に述べられた規定に違反した事業者は大臣により行政処罰を課せられる。
- (2) (1)項で述べられた行政処罰は以下の形を取り得る：
  - a. 書面での警告；
  - b. 優先監視リストへの記載；
  - c. ブラックリストへの記載；
  - d. 関係機関による国内 EC サイト運営業者ならびに/または外国の EC サイト運営業者のサービスの仮停止；
  - e. 事業許可の撤回。
- (3) (2)項で述べられた書面での警告は先の警告書が発行された後の 2 週間以内に最大で 3 回まで発行される。
- (4) (2)項で述べられた優先監視リストへの記載と言う形での行政処罰は三回目の書面での警告書が発行された後に改善を行わない事業者に課せられる。
- (5) 行政処罰についての更なる規定は大臣令で定められる。

## 第 XVIII 章 移行規定

### 第 81 条

本政令が発効するに当たり、本政令が発効する前に既に物品ならびに/またはサービスの取引活動を行っている EC 事業者は、本政令が発効後の遅くとも 2 年以内に本政令に適合する義務を有する。

## 第 XIX 章 終了規定

## 第 82 条

本政令は立法化された日付で発効する。

遍く周知させるため、インドネシア共和国公文書に本政令の立法化を記載することを命ずる。

ジャカルタに於いて決定

2019 年 11 月 20 日

インドネシア共和国大統領

ジョコ・ウィドド

ジャカルタにおいて立法化

2019 年 11 月 25 日

インドネシア共和国

法務人権大臣

ヤソナ H. ラオリ

インドネシア共和国公文書 2019 年第 222 号

原本に基づく写本

インドネシア共和国

国家官房省

法律および基本法部門副長官

リディア・シルバナ・ジャマン